

別表（第3条関係）

児童生徒の県内派遣費の支払い基準（一人あたり）

区分	地区名	市町村名	基準額
離島	離島A	伊平屋村 伊是名村 伊江村 粟国村 渡名喜村 渡嘉敷村 座間味村	10,000 円
	離島B	上記以外	25,000 円